【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

(一般保険料に係る保険料率)

第12条

- 4 雇用保険率は、次の各号に掲げる率の区分に応じ、当該各号に定める率を合計して得た率とする。
- 一 失業等給付費等充当徴収保険率(雇用保険率のうち雇用保険法の規定による失業等給付及び同法第六十四条に規定する事業に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。) 千分の八(次に掲げる事業(イ及び口に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。)については、千分の十とし、次項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。)
- イ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の 事業
- □ 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業
- ハ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその 準備の事業
- ニ 清酒の製造の事業
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用 特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業
- 二 **育児休業給付費充当徴収保険率**(雇用保険率のうち雇用保険法の規定による育児休業給付に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。)**千分の五**(第八項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。)
- 三 **二事業費充当徴収保険率**(雇用保険率のうち雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。)**千分の三・五**(第一号ハに掲げる事業については、千分の四・五とし、第十項又は第十一項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。)
- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による国庫の負担額(同条第一項第四号の規定による国庫の負担額を除く。)、同条第五項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給付の額(以下この項において「教育訓練給付額」という。)及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額(以下この項において「和職統給付額」という。)を減じた額が、当該会計年度におけ

る失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額 を超え、又は当該失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相 当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見 を聴いて、一年以内の期間を定め、失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十 二まで(前項第一号に規定する事業については、千分の六から千分の十四まで)の範囲内に おいて変更することができる。

- 6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保 険率に応ずる部分の額の総額と同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計し た額(以下この項及び第十項において「一般保険料徴収額」という。)から当該一般保険料 徴収額に育児休業給付費充当徴収保険率を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額(第 八項第一号において「育児休業給付費充当徴収保険料額」という。)及び当該一般保険料徴 収額に二事業費充当徴収保険率を雇用保険率で除して得た率(第三十一条第一項において 「二事業率」という。)を乗じて得た額(第十項において「二事業費充当徴収保険料額」と いう。)の合計額を減じた額並びに印紙保険料の額の総額の合計額をいう。
- 7 厚生労働大臣は、第五項の規定により失業等給付費等充当徴収保険率を変更するに当たっては、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者(第三十一条及び第三十二条において「被保険者」という。)の雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。
- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・ **二倍に相当する額を超える**に至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審 議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険率を千分の四と することができる。
- 一 イに掲げる額を口に掲げる額に加減した額
- イ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における雇用保険法の規定による育児休業給付の額(以下この号において「育児休業給付額」という。)及びその額を当該会計年度の前年度の育児休業給付額で除して得た率(ロにおいて「育児休業給付額変化率」という。)に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額(イにおいて「翌年度育児休業給付額予想額」という。)に係る同法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額と翌年度育児休業給付額予想額との差額を当該会計年度末における子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に置かれる育児休業給付資金に加減した額
- ロ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における育児休業給付額及び育児休業給付額変化率に基づき算定した当該会計年度の翌々年度

における育児休業給付額の予想額(次号において「翌々年度育児休業給付額予想額」という。) に係る雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額

- 二 翌々年度育児休業給付額予想額
- 9 厚生労働大臣は、前項の規定により育児休業給付費充当徴収保険率を変更するに当たっては、雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する育児休業の取得の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る育児休業給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の育児休業給付資金を保有しつつ、雇用保険の事業(育児休業給付に係るものに限る。)に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。
- 10 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第一号ハに掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、二事業費充当徴収保険率を一年間千分の三・五の率(同号ハに掲げる事業については、千分の四・五の率)から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
- 11 前項の場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、二事業費充当徴収保 険率を同項の規定により変更された率から千分の〇・五の率を控除した率に変更すること ができる。